

議事日程 令和4年9月8日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第32号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第3号)について(所管部分)

議案第35号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第36号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について(所管部分)

議案第38号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第42号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第43号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第44号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	三輪一雅君	副委員長	古村護君
	後藤紀子君		加藤真人君
	伊藤守君		伊藤好博君

欠席委員(0名)

委員外出席議員(1名)

議長 服部英二夫君

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
会計管理者	山田克己君	総務政策課長	小島裕紹君
住民課長	伊藤正典君	建設課長	黒田良人君
産業課長	多賀達人君	税務課長	中山重徳君
危機管理課長	伊藤雅人君	総務政策課長補佐	中里満博君
総務政策課長補佐	武田みゆき君	産業課長補佐	村上強君

税務課長補佐 神野美紀恵君 建設課長補佐 伊藤規生君
危機管理課長補佐 服部寿之君

事務局出席職員

書記 事務局長 藤井光利 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にも御出席いただきありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会は、令和4年第3回定例会で付託されました8議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には藤井議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、書記には藤井議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（三輪一雅君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、加藤真人委員、古村護委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、加藤真人委員、古村護委員の御両名の方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案審査に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

台風11号が過ぎて、昨日は爽やかな秋を感じる季節になったなと思えば、今日は朝からどんよりしておりますが、そうした中、今期定例会、令和4年第3回の木曾岬町

議会定例会を去る9月1日に招集、開会をいただきました。そして、今日、本日は、総務建設常任委員会ということで、各委員さん方、全員、そして、また、議長さんにも早朝から御出席をいただいております。誠にありがとうございます。

9月1日に招集、開会をいただきましたが、私事ですが、開会日の前日にコロナの濃厚接触者ということで相成りまして、急遽、出席ができませんでした。欠席させていただいたことにおわびを申し上げる次第でございます。なお、開会日は欠席させていただいたんですが、4日の公務を控えておりましたので、3日、4日、連続で検査をいたしました。全て陰性でございましたので、4日の日から公務に復帰したということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

そして、開会日初日に執行部から13議案を提出させていただきました、それぞれ教育民生常任委員会と総務建設常任委員会、両委員会へ委員会付託をいただきました。委員会付託以外の提出議案につきまして、開会日に議員の皆様方に慎重審議をしていただきまして、全て御承認いただいたということでございます。誠にありがとうございます。

そして、本日の総務建設常任委員会でございますが、提出をさせていただいております議案、8議案でございます。その議案につきましては、議案第32号が令和4年度の町一般会計の補正予算（第3号）の所管部分についてから、議案第35号につきましては、同じく、町の水道事業会計のそれぞれの令和4年度の会計の補正予算案、2議案、それから、議案第36号につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての条例改正案、1議案、それから、議案第37号につきましては、令和3年度の町一般会計の歳入歳出決算認定についての所管部分についてから、議案第38号につきましては、同じく、町の土地取得特別会計、議案第42号につきましては、同じく、農業集落排水事業特別会計、それから、第43号につきましては、同じく、町の公共下水道事業特別会計、そして、議案第44号につきましては、同じく、水道事業会計、それぞれの令和3年度の決算認定についての議案、5議案でございます。本日の総務建設常任委員会に付託をいただきました議案は合わせて8議案でございます。後ほどそれぞれ担当職員のほうから詳細に説明をさせていただきますが、何とぞ慎重審議をいただきますようお願い申し上げ、議事日程の説明と御挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。御苦労さんでございます。

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（三輪一雅君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第32号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について（所管部分）、議案第35号、令和4年度三重県桑名

郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第36号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について（所管部分）、議案第38号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第43号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第44号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についての8議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第32号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）についての（所管部分）を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第32号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ1億6,900万円を追加いたしまして、予算の総額を33億3,200万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

第2条では、地方債の変更を、第2表、地方債補正に定めるところでございます。

それでは、次に、令和4年度9月補正予算予算事業概要書において説明のほうをさせていただきます。

今回、補正をお願いしようとする会計は、一般会計と国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計、その補正額は、一般会計で1億6,900万円、また、2つの特別会計で1,552万5,000円を追加いたしまして、全8会計での補正後の予算額を55億9,599万5,000円とするものでございます。

本資料では、一般会計及び2つの特別会計及び水道事業会計の補正予算の内容につきまして、それぞれ要点のほうを記載させていただいております。

初めに、一般会計補正予算の内容についてでございます。

歳入の要点について、このたびの補正では9つの款におきまして、それぞれ所要の補正を行っております。

町税では、本算定により町民税、固定資産税をそれぞれ増額、地方特例交付金では、所得税で控除し切れない住宅ローン減税額を個人住民税から控除することによる地方公共団体の減収を補填するための地方税減収補填特別交付金を増額、続く、地方交付税では、普通交付税の交付決定に伴いまして増額を行っております。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や住民税非課税世帯等給付金の過年度差額分の補填、また、保育士等の処遇改善に係る交付金などを増額しております。

続く、県支出金では、介護保険低所得者保険料軽減県負担金の決定に伴いまして減額をするものでございます。また、繰入金では、地方交付税や国庫支出金など、他の科目での増減に伴いまして、財政調整基金繰入金を減額といたします。繰越金では、令和3年度決算による増額を行っております。

続く、諸収入では、予算調製及び前年度低所得者介護保険料軽減負担金の精算により増額を行いまして、最後の町債におきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、増額しているというものでございます。

以上が歳入の主な要点になります。

続きまして、歳出の要点について説明をさせていただきます。

このたびの補正予算では、科目全体にわたりまして、年度当初に行われました人事異動に伴う人件費の精査を行っております。また、そのほか6つの款におきましてそれぞれ所要の補正を行っており、本資料では、それらの概要につきまして記載させていただいております。人事異動に伴う人件費以外の詳細につきましては、この後、各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、このページの一番下、水道事業会計補正予算の内容についても記載をさせていただきます。これにつきましても後ほど担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、次の事業説明書を用いて私のほうから説明させていただきます。

1ページ目、正規職員の人件費ですので割愛をさせていただきます、2ページ目でございます。

事業名は一般管理経費、補正の予算額は13万円でございます。当初予算の段階で高速道路使用料の計上漏れがあったため、昨年度と同時期の実績に合わせまして増額計上するものでございます。

続きまして、基金積立金、補正予算額は1億5,100万円でございます。町税、普通

交付税、繰越金の増額に伴いまして、財政調整基金への積立てを行うものでございます。

続きまして、事業名、まち・ひと・しごと創生事業費、補正予算額は400万円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしまして、アフターコロナを見据えたシティープロモーション、町のPRのために必要な経費を計上しようとするものでございます。

取り組もうとする具体的な内容でございますが、株式会社サンリオが全国の自治体で展開しております地方創生事業の取組を活用いたしまして、当町のキャラクターであるトマッピーと株式会社サンリオのキャラクターとがコラボレーションしたものを役場窓口で使用する各種届出用紙、封筒、印刷物、あるいはクリアファイル、シールといった啓発物品、また、ふるさと納税の返礼品やSNSで活用することにより情報発信を行い、様々な場面で活用することで町内外に対してのPR力を強化していこうとするものでございます。

併せて、現在使用しておりますトマッピーの着ぐるみに関しまして、購入から6年が経過いたしまして、バッテリー端子の不具合や本体内部での破損箇所も多々あることから、新規に更新するための費用を計上しているものでございます。

続く、事業費、予備費でございます。地方自治法の定める予備費でございます、本補正予算の歳入歳出の均衡を図るというものでございます。

総務政策課所管部分は以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管部分の説明をさせていただきます。

事業名、戸籍住民基本台帳費、補正予算額13万6,000円の追加でございます。令和3年度における中長期在留者居住地届出等事務委託金の確定による返還金でございます。以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 続きまして、建設課所管分を御説明させていただきます。

事業名、道路橋梁維持費でございますが、鍋田川線竹林伐採業務委託につきまして、当初予算では一般財源を充当しておりましたが、桜並木の維持管理のための財源であるみえ森と緑の県民税交付金の活用について三重県と調整を進めた結果、鍋田川線の桜並木の育成に影響を及ぼす竹林の伐採については当該交付金の活用が可能との判断があったことから、このたび財源更正を行うものでございます。

続きまして、事業名、公園費でございます。860万円を増額するものでございます。鍋田川いこいパークのトイレについて、劣化が進んでいることから施設の衛生環境の改善とバリアフリー化を図るため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、トイレの感染症対策工事を実施するものでございます。トイレの仕様につきましては、町体育館の屋外トイレと同様なものを予定しております。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 危機管理課所管分でございます。

事業名、水防費、補正予算額10万円、水防倉庫の各種施設の修繕に対応するものでござ

ざいます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議案第32号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

なお、質疑の回数は1議題につき1人3回までとなっておりますので、御承知おき願います。

それでは、御発言される方は、手を挙げられ、委員長の許可に基づき、発言されますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（古村 護君） 2点教えていただきたいので、お願いします。

まず、事業説明書の中でお聞きさせてもらった23ページの道路橋梁維持費の関係なんですけれども、今回の財源更正で440万という内容は分かったんですけれども、対象となる町道鍋田川線の竹林伐採事業の関係の進捗の状況を少し教えていただくと助かります。

併せて、次の25ページになりますか、公園費の関係で、先ほど丁寧に説明していただいたので十分内容は分かったんですけれども、トイレ改修工事に当たって、トイレは現在何年経過して老朽化、劣化が進んだのかということと、それから、管理とか清掃業務の関係はどちらがされているのかということと、あと、トイレ感染症対策の方策というのはどういった方策を考えてみえるのか、教えていただくとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○建設課長（黒田良人君） まず、道路橋梁維持費の鍋田川線の竹林伐採の件でございますが、現在の進捗状況でございますが、今、入札を行う前段階でございますが、今週末、入札を実施する予定でございます。その後、竹林伐採を開始するという段取りでございます。

続きまして、公園のトイレの件でございますが、まず、何年たっているのかというところの点につきましてですが、この公園にトイレが設置されたのは平成8年の3月31日でございますが、もう既に26年経過しているということで、現状も確認させてもらうというところなどで割れがあったりとか、非常に劣化が進んでいるといったところでございます。

続きまして、管理がどなたかということですが、これは建設課のほうで管理をしています。そして、衛生の対策ということでございますが、抗菌のコーティングなどを行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） よろしいですか。

○副委員長（古村 護君） ありがとうございます。

鍋田川線の竹林伐採工事の関係ですけど、入札の前段階であるということでお話をいただきました。竹の生育を考えてこの時期にということだと思っただけですけども、そういう判断でいいんでしょうね。

○建設課長（黒田良人君） 昨年度も時期を考えてこの時期にやりましたので、同時期にやらせていただくということでございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（加藤真人君） 先ほどの公園費のところのトイレの関係ですけども、これは改修工事ということになっていますけれども、先ほど抗菌をするということで、中身の器具関係の取替えとか改修って、その辺のところまで含まれておるんですか。

○建設課長（黒田良人君） 今回のトイレはごろっと丸ごと多目的トイレに換えます。中身の仕様でございますが、洋式便所が1つ、小便所が1つ、あと、ベビーチェア、ベビーシート、手洗い場が設置されたユニット型のものでございます。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 先ほどの23ページですが、竹林伐採ですが、昨年度やっていただいた見入地区のほうなんです、竹と竹林伐採と2回に分けてやっていただいたんですが、残っている箇所があるんですよ。それは今年でやっていただけるのか。竹じゃなしにほかの雑木と雑草の除去が昨年度されていないところがあるんですよ。そこは今年の予算で含まれておるのか。含まれなかったら、やっていただけるのか。今年の予算の中に含んでもらえるのか。そこのところは、考え方はどうですかね。

○建設課長（黒田良人君） これ、御質問、もう一回。見入地区で竹林が残っているという理解でよろしいですか。

○委員（伊藤好博君） そうです、そうです。見入地区の辰高の反対側の外側のほうなんです、手をつけられていない雑木が残っているんですよ。

○建設課長（黒田良人君） 竹林、雑木、両方ですか。

○委員（伊藤好博君） はい。

○建設課長（黒田良人君） 今回の竹林の今の委託については、ちょうど辰高のところから中和泉のほうに向かって南側にやっていく、全区間やる予定なんです、もう一度現場を確認させていただいて、やり残しがもしあれば、それは今回対応できるのか、また、追加予算が要るのかというのは確認させてもらいたいと思います。

○委員（伊藤好博君） 見入の墓地のところは一応ある程度地域の人で側面を刈ったんですが、大きい木は相手にできなくて、とげがある木もあるし、そこところは町でやっていただけたらありがたいなと。向こう側がすっきりするので、地区で伐採はしたんですが、できない木が残っていますので、お願いしたいと思います。できればよろしく。

○建設課長（黒田良人君） またその部分、確認させていただきまして、また、竹林伐採

とは別に高木伐採というのも今年やりますので、その中でやれるのかどうかという検討はさせていただきたいと思います。

○委員（伊藤好博君） ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第35号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生君） それでは、議案第35号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございまして、このたびの補正は、下水道事業の公営企業会計への移行に伴う上下水道共通の新システムの構築につきまして、令和4年度から令和5年度の2か年の業務になることから、令和5年度分の債務設定を行うものでございます。

期間及び限度額はお示しのとおりでございます。

令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第36号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第36号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

人事院規則の一部改正により、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置がなされたため、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものである。

木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第9条第6項第1号により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、こちらは条例の本文を掲載させていただいております。

また、6ページからは新旧対照表を添付させておりますので、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

第2条第3号アの（ア）、こちらのほうは、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業を取得するための要件を、これまで子が1歳6か月に達する日まで継続して採用されていることとなっておりましたが、これを子の誕生日から起算して8週間と6か月を経過する日までと、期間の緩和をする規定を整備するものでございます。

続く、中段付近でございます。イと書いてあるところ、第2条第3号のイでございますが、非常勤職員の子が1歳以降となった際の育児休業の取得の柔軟化を図るため、その期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備しているというものでございます。

次のページの最下段でございます。

第2条の3の第3号、こちらは、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に達する日まで延長する、そういった要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備しているというものでございます。

ここからページを飛びまして、12ページになります。

第2条の4、中段付近でございます。

こちらにつきましては、先ほどと同様でございますが、子が2歳に達する日まで延長する要件について、先ほどと同様の規定を整備しようとするものでございます。

次のページでございます。

ページ、一番下の左側でございます。

第2条の5とございますが、こちらにつきましては、人事院規則にならしまして、この規定の位置を2ページ先の第3条の2、中段付近でございます、こちらのほうへ移動するというものでございます。

また、ページを戻りまして、ページ、中央の左側でございます。（5）と書いてあるところでございますが、これが第3条の第5号になります。こちらにつきましては削除をいたしまして、その下、第3条の（8）、第8号となっているものを、第5号を削除したことに伴いまして（7）、第7号に繰上げを行います。

それとともに、非常勤職員に加えまして、任期を定めて採用された職員についても、任期の更新等があった場合や継続採用となった場合に2回目の育児休業の取得を可能とするという規定を整備しているというものでございます。

ページを本文にまで戻りまして、附則でございます。

第1条では、この条例を令和4年10月1日から施行するものとし、第2条では、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による規定の適用につきましては、従前の例によるということを規定しているというものでございます。

以上、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤好博君） 大まかに言うと、臨時職員、非常勤職員、その人たちも職員と同じような対応をするということによろしいのでしょうかね。

○総務政策課長（小島裕紹君） お見込みのとおりです。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというものでございます。

それでは、ここからは、令和3年度木曾岬町の決算状況について説明をさせていただきます。

一般会計の歳入決算額は36億2,551万4,000円、歳出決算額は33億4,801万3,000円で、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を除いた実質収支は2億7,182万6,000円となりました。また、特別会計全体の歳入決算額は18億8,702万4,000円、歳出決算額は18億4,284万3,000円、実質収支は3,807万2,000円となっております。

企業会計であります水道事業会計の決算は、当年度純利益が395万9,000円、当年度未処分利益剰余金が978万5,000円となっております。

次のページでは、一般会計決算の収支状況についてお示しをいたしております。

実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました令和3年度の単年度収支額は1億5,650万3,000円、財政調整基金への積立額が503万1,000円でございます。

したので、単年度の収支額に基金積立額を加え、さらに、基金取崩し額を差し引いた令和3年度の実質単年度収支額は1億6,153万4,000円となっております。

また、このページでは、令和2年度の決算収支との比較及び平成29年度以降の決算額の推移を示しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、歳入の決算状況でございます。

令和3年度の歳入決算額は36億2,551万4,000円で、前年度よりも5億1,027万7,000円、率にいたしますと12.3%の減額となっております。このページでは、款別の決算額をお示ししております。これらの詳細につきましては、後ほどそれぞれの担当課長より事項別明細において説明をさせていただきます。

次のページでございます。

自主財源と依存財源の構成を示した表になります。

令和3年度におきましては、自主財源が34.3%、依存財源が65.7%という構成比でございました。令和2年度の構成比と比較をいたしますと自主財源が12.5ポイント低くなっておりますが、これは財政調整基金からの繰入金が増加したことによるものでございます。

次のページでは、町税の決算額の比較を示しております。

令和2年度の決算額と比較をして、町民税、固定資産税、それぞれで減収となっているのがお分かりいただけると思います。また、平成29年度からの年度推移を見ていただいても、年々減少傾向にあるということがお分かりいただけると思います。

次のページは、地方交付税の決算額の比較を示しております。

令和3年度は、令和2年度に比べまして大幅な増額となっております。これは普通交付税が令和元年度の町内電気事業者の営業形態の変更に伴いまして、令和2年度分が大幅に減少となっていた、それが令和3年度は例年ベースに戻ったということ、また、臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費が追加交付されたことによりまして増額となっていること、併せまして、特別交付税におきまして原油価格高騰対策経費分などが新たに創設されたことによりまして、それぞれ増額となっているということが要因となっているものでございます。

そのほかにも、このページ、下段では、基準財政収入額と基準財政需要額の年度推移を、また、次のページでは、財政力指数の年度推移などもお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思っております。

次のページでは、地方債決算額の比較を示しております。

令和2年度と比較をいたしますと、一般会計債は減額となっておりますが、臨時財政対策債が増額したことにより、全体額で令和2年度よりも増額となっておりますということがお分かりいただけるかと思っております。

以上が歳入の状況となっております。

次のページからは、歳出の状況でございます。

令和3年度の歳出決算額は33億4,801万3,000円、前年度よりも6億1,831万3,000円、率にいたしまして15.6%の減額となっております。このページでは、款別の決算額をお示ししております。これらにつきましても、後ほど詳細につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

次のページは、歳出の決算額を性質別で示したものになります。

義務的経費では、職員給の増加などが影響いたしまして令和2年度よりも増額となっておりますが、当初経費におきましては、田代・小学校線道路整備工事が完了したことなどが影響いたしまして、減額となっております。

また、その他の経費におきましては、扶助費等におきまして大幅な減額となっておりますが、これは、令和2年度には特別定額給付金給付事業が実施をされたことが影響していると考えております。

次のページでは、経常収支比率の推移を示しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいというふうに思います。

次のページは、歳出を節別に仕分をした決算額の比較でございます。

報酬から共済費までの人件費、委託料や扶助費、積立金で増額となっているものの、工事請負費や負担金、補助及び交付金、償還金、利子及び割引料などで減額となっているということがお分かりいただけると思います。こちらにつきましても、後ほど事項別明細書にて詳細な説明を各担当課長から説明させていただきます。

次のページでは、起債の現在額と公債費の推移を示しております。

各種整備事業も一旦落ち着きを示してきておりますので、平成29年度以降、年々減少傾向にあるということがお分かりいただけると思います。

次のページでは、基金の現在高をお示ししております。

令和3年度におきましては、減債基金や財政調整基金での積立てを行いまして、合計で3億円強の増額となっているというものでございます。

これ以降のページでは、特別会計及び水道事業会計、それぞれの決算状況を歳入歳出の款別の決算額、平成29年度からの一般会計からの繰入金額の推移などを会計ごとにお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次のページでございます。

財政健全化法に基づく健全化判断比率、資金不足比率の年度比較表を示しております。これらにつきましては、報告第6号で詳細な説明をさせていただきます。

以上が令和3年度木曾岬町の決算状況の概要説明となります。

なお、この決算認定の議案につきましては、監査委員の意見書等を参考資料といたしまして事務報告書を添付させていただいておりますので、そちらの資料も併せて御確認をお願いいたします。

それでは、これより歳入歳出決算事項別明細によりまして、各担当課長より説明をさせていただきます。

○税務課長（中山重徳君） それでは、1款町税から御説明申し上げます。

1項町民税、1目個人、収入済額3億69万2,987円です。現年課税分の収納率は98.9%、滞納繰越分の収納率は33.7%でございます。不納欠損の件数は42件で、所在・財産不明により執行停止となり、時効を迎えたものなどがございます。なお、県税を含めた賦課徴収の概要は備考欄記載のとおりでございます。

2目法人です。収入済額6,156万6,500円です。現年課税分の収納率は99.8%、収入済額の均等割、法人税割の配分は備考欄に記載のとおりでございます。滞納繰越分の収納率は14.4%でございます。

2項1目固定資産税、収入済額4億8,778万2,117円です。現年課税分の収納率は99.4%となっております。土地、家屋、償却資産、それぞれの収入済額の明細は、備考欄記載のとおりです。滞納繰越分については、収納率は27.2%です。不納欠損額の件数は8件で、財産なしにより執行停止となり、時効を迎えたものなどがございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、収入済額1,783万3,700円です。新輪1丁目21番地ほか9筆のメガソーラー事業用地に対する交付金を三重県から受けているものがございます。

3項軽自動車税、1目環境性能割、収入済額68万4,300円です。軽自動車税の環境性能割については、三重県が徴収した額について交付を受けたものがございます。

2目種目割、収入済額は1,986万6,000円です。現年課税分については、収納率は97.6%で、それぞれ車種ごとの収入済額の明細は備考欄に記載のとおりです。滞納繰越分の収納率は18.9%です。不納欠損の件数は10件で、主な経緯としては、所在・財産不明により執行停止となり、時効を迎えたものなどがございます。

4項1目市町村たばこ税、収入済額2,920万1,264円です。納税義務者4者からの納税でございます。

6項1目入湯税、収入済額241万800円です。特別徴収義務者2業者からの納付でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2款1項1目地方揮発油譲与税、調定額、収入済額ともに972万4,000円で、前年度に比べますと27万2,000円の増額となっております。

続く、2款2項1目自動車重量譲与税、調定額、収入済額ともに2,780万4,000円で、前年度に比べますと29万9,000円の増額となっております。

2款3項1目森林環境譲与税、調定額、収入済額ともに49万7,000円で、前年度比較で1万1,000円の減額となっております。

3款1項1目利子割交付金、調定額、収入済額ともに62万8,000円で、前年度に

比べますと26万1,000円の減額でございます。

4款1項1目配当割交付金、調定額、収入済額ともに618万6,000円、前年度と比べますと205万4,000円の増額となっております。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、調定額、収入済額ともに669万9,000円で、前年に比べますと221万9,000円の増額となっております。

6款1項1目法人事業税交付金、調定額、収入済額ともに4,262万4,000円で、前年度に比べますと2,462万5,000円の増額となっております。

7款1項1目地方消費税交付金、調定額、収入済額ともに1億5,461万4,000円、前年度と比較いたしますと1,143万7,000円の増額となっております。

8款1項1目環境性能割交付金、調定額、収入済額ともに442万630円で、前年度に比べますと4万7,156円の増額となっております。

9款1項1目地方特例交付金、調定額、収入済額ともに2,648万8,000円で、前年度に比べますと2,035万7,000円の増額となっております。

10款1項1目地方交付税は、予算現額11億251万6,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに11億7,743万7,000円、前年度と比較いたしますと5億3,725万6,000円の増額となっております。このうち普通交付税分は10億3,251万6,000円で、前年度に比べますと4億7,997万7,000円の増額となっております。

続く、特別交付税は1億4,492万1,000円で、前年度と比較いたしますと5,727万9,000円の増額となっております。

○建設課長（黒田良人君） 11款1項1目交通安全対策特別交付金、予算現額72万円、調定額、収入済額ともに70万9,000円でございます。道路交通反則金を原資とし、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の整備に要する費用に対して助成される交付金でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 13款1項3目農林水産業使用料、収入済額22万5,868円で、見入地区多目的共同利用施設で利用した電気代や上下水道料を地元自治会から受け入れたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 4目土木使用料、収入済額470万1,440円でございます。道路占用許可における道路の占用料でございます。主なものといたしましては、電柱、電話柱1,238本、埋設管8,591メートルなどとなっております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） このページ、一番下でございます6目の総務使用料、収入済額は1,634万5,630円でございます。総務政策課の所管部分は、庁舎使用料

といたしまして、説明欄記載のとおり、ふるさと創生ホールの使用料を計上しているもの
でございます。

次のページの上から2行目、行政財産目的外使用料、こちらにつきましては、公共敷地
に設置されました電柱、電話柱、ケーブル等の占用料、また、自動販売機の設置料を計上
しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 危機管理課所管分として、自主運行バスの使用料でござ
います。運賃収入を計上しております。また、防災センター使用料では、センターの一般
利用に係る使用料収入を計上しておりますが、3年度の収入はございませんでした。

以上でございます。

○税務課長（中山重徳君） 2項手数料、1目総務手数料です。収入済額248万8,6
40円です。総務手数料における税務課所管の主なものといたしましては、税務諸証明手
数料40万1,950円、督促手数料12万2,640円、コンビニ交付手数料6万9,
000円のうち4,500円です。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、戸籍、住民票、印鑑証明、コンビニ交付な
どの証明手数料を受け入れたものであり、内容につきましては、備考欄記載のとおりで
ございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 4目農林水産業手数料、収入済額5,400円で、農林水産
業手数料は農林水産関係18件分の証明手数料でございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 続きまして、14款2項5目土木費国庫補助金、調定額6,
868万5,000円、収入済額は3,181万円、収入未済額が3,687万5,00
0円でございます。国土交通省所管の公共事業などにおける補助金事業でございまして、
内訳といたしましては、まず、道路事業として2,630万円で補助率が10分の5、橋
梁耐震における点検・修繕工事などとして540万円で補助率が10分の5.5、住宅関
係で木造耐震診断費といたしまして7万円となっております。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 7目総務費国庫補助金は、収入済額1億6,600万円、
社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、危機管理課所管分として、マイナンバー
に係る中間サーバー次期システム更新経費に対する国庫補助金でございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、社会保障・税番号制度システム整備費補助
金のうち戸籍情報システム改修経費は戸籍の副本情報の送信に係るもの、また、令和2年

度繰越事業として、国外転出者のマイナンバーカード利用に係るシステム改修に係る補助金を受け入れたもので、収入未済額の272万8,000円につきましては、繰越事業となる転出・転入手続のワンストップ化におけるシステム改修に係る財源でございます。5節の個人番号カード交付補助金は、地方公共団体情報システム機構に対する事業負担金で、内容につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続く、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、調定額、収入済額ともに1億4,666万7,000円でございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るということを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業に要する費用に対して交付されるものでございます。令和3年度におきましては、ペーパーレス会議システムの導入に代表されます行政のIT化や防災行政無線の機能拡張、風力と太陽光を活用いたしました独立電源型照明灯の設置などに代表される防災のIT化、保健センターの改修工事や小中学校での感染対策などに代表される安心安全確保事業や、感染拡大を阻止するために購入いたしましたマスク等の感染症対策用品に対して補助金を交付する事業など、合わせて18項目を対象事業として交付を受けたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） その下、1つ飛びまして、3項2目の総務委託金でございます。収入済額が33万1,000円でございます。住民課所管では、総務管理委託金は、中長期在留者居住地届出等の事務費委託金として、外国人の住居地届などの事務に要した人件費や物件費相当額を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 総務費委託金は、危機管理課所管分で、自衛官募集事務に係る委託金でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 15款2項3目農林水産業費県補助金、収入済額4,135万2,000円で、各種農業施策推進のための補助金で、農業総務費補助金は農業委員会の事務運営に係る交付金、農業振興費補助金は農業経営の安定に資する補助金で、備考欄記載のとおりでございます。林業費補助金は、町道鍋田川線桜並木で確認されたクビアカツヤカミキリの防除費に対する交付金でございます。土地改良事業費補助金は、近江島排水機場及び幹線排水路の県事業の事業化に向け、必要な事業計画策定に要する経費の補助金でございます。地籍調査事業費補助金は上和泉地区で実施しました地籍調査事業の補助金で、また、多面的機能支払事業交付金は、農地の維持や資源の向上、長寿命化等、地域の共同活用や地域資源の適切な保全管理の推進に対する交付金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4目土木費県補助金、収入済額は12万7,400円でございます。土地取引規制等対策費補助金2,000円は備考欄記載のとおりでございます。

以上です。

○建設課長（黒田良人君） 建設課所管分でございますが、2節の木造住宅耐震診断等事業費補助金、収入済額3万5,400円でございます。木造住宅の耐震診断3件に対する県補助金でございますが、補助率は4分の1でございます。3節の木造住宅耐震等事業費補助金でございますが、耐震工事に関する補助金申請はございませんでしたので、ゼロとなっております。次、5節木造住宅耐震補強設計事業費補助金につきましては、収入済額9万円となっております。木造住宅耐震設計1件に対する県補助金でございますが、補助率は3分の1でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5目消防費県補助金は、収入済額382万6,594円でございます。消防費県補助金は、危機管理課所管としまして、防災マニュアルの見直しに対する補助金として受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） その下、地震対策緊急促進事業費補助金、収入済額は283万6,594円で、海拔ゼロメートル地帯に対する津波避難対策補助金として交付を受けたものでございます。

○住民課長（伊藤正典君） 6目総務費県補助金では、収入済額8万5,000円でございます。消費者行政推進交付金は、消費者行政費の啓発事業に係る補助金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 3項1目総務費委託金、収入済額は2,299万8,350円でございます。総務費委託金1,100万3,839円は、備考欄記載のとおり、各種選挙に係る委託金等でございます。

○税務課長（中山重徳君） 徴税费委託金では、県から県税徴収事務委託金として、県民税徴収取扱費算定に係る納税義務者数に応じ、金額を受け入れたものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 統計調査委託金は、危機管理課所管分で、指定統計調査事務などに係る委託金でございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 5目土木費委託金、収入済額1万3,000円でございます。権限移譲による建築確認申請受付業務の事務受託費でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 16款財産収入、予算現額は5,176万9,000円、

これに対しまして、調定額、収入済額ともに1, 377万8, 505円でございます。

1項1目の財産貸付収入は、収入済額694万6, 748円で、町有地の貸付収入でございます。

○会計管理者(山田克己君) 2目の利子及び配当金では、収入済額638万587円で、町の一般会計が保有しております19の基金から発生しました利子及び配当金でございます。各基金の利子は、備考欄記載の基本財産基金から、次のページの森林環境譲与税基金までの利子収入となります。

以上でございます。

○危機管理課長(伊藤雅人君) 2項財産売払収入、1目物品売払収入、収入済額45万1, 170円、物品売払収入は、自主運行バスの旧車両3台の売払収入でございます。

以上でございます。

○総務政策課長(小島裕紹君) 2目の不動産売払収入は、幼稚園跡地の売却収入を計上する科目でございましたが、一般競争入札を行ったにもかかわらず入札参加者がいなかったことから、決算額はゼロ円となっております。

続く、17款寄附金、収入済額は8, 826万5, 000でございます。

1項1目の一般寄附金、収入済額8, 726万5, 000円でございます。このうち、ふるさと応援寄附金分は8, 723万5, 000円となっております。

続きます、18款繰入金の1項3目土地取得特別会計繰入金は、収入済額が460万4, 438円でございます。

続く、2項2目の財産調整基金繰入金は、収入済額はゼロ円でございます。

○産業課長(多賀達人君) 11目みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金、収入済額753万2, 529円で、令和元年に町道鍋田川線桜並木で確認されましたクビアカツヤカミキリの防除費の財源とするため、基金を取り崩し、繰入れしたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長(小島裕紹君) 次のページ、19款繰越金でございます。収入済額は1億946万4, 727円で、備考欄記載のとおりでございます。

○税務課長(中山重徳君) 20款諸収入です。予算現額4, 171万4, 000円に対し、調定額、収入済額とも3, 940万6, 783円で、不納欠損額、収入未済額ともゼロ円です。

1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金では、滞納税額の延滞金を受け入れたものでございます。

以上です。

○総務政策課長(小島裕紹君) 2項1目町預金利子、収入済額は13万2, 717円でございます。備考欄記載のとおりでございます。

○産業課長(多賀達人君) 3項1目農林水産業費受託事業収入、収入済額115万30

0円で、1節から3節まで各種事務に要する受託金で、備考欄記載のとおりでございます。
以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2目総務費受託事業収入は、木曾岬干拓排水機等運転管理業務の受託事業収入でございまして、収入済額は1,155万円でございます。

○建設課長（黒田良人君） 3目土木費受託事業収入、収入済額410万9,624円でございます。国土交通省からの受託事業で、木曾川堤防のり面約4.3ヘクタールの除草に係る受託費用でございます。

以上でございます。

○税務課長（中山重徳君） 4項雑入、2目弁償金でございます。収入済額1万1,193円のうち、税務課所管としては、原動機付自転車標識亡失弁償金として、800円を受け入れたものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5目雑入、収入済額1,808万785円でございます。団体支出金は、消防団員の退職報償金を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 最下段の雑入でございます。収入済額は1,572万5,931円でございます。主なものを申し上げますと、総務政策課所管部分は、備考欄に記載のあります三重県市町振興協会市町村交付金、ハロウィンジャンボの宝くじの配当金でございまして、これが515万9,576円でございます。また、次のページの下から5行目になります雇用保険料でございます。会計年度任用職員、再任用職員の自己負担分でございます。24万6,622円を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 産業課所管部分では、ふれあい農園利用料で、23区画利用いただいております利用料13万5,500円でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、21款に移ります。町債でございます。予算現額3億1,406万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2億4,476万9,000円でございます。

2目の土木債、一般単独事業債1,090万円は、川西幹線及び町道富田子富島線の舗装修繕工事、公共事業等債は510万円、こちらは外平喜・小学校線避難路整備、上加路戸横断線及び西対海地・和泉線の道路改良工事のほか橋梁修繕工事、3目の総務債の臨時財政対策債1億7,046万9,000円は、地方の財源不足を解消することを目的とした地方債で、それぞれ収入を受け入れたものでございます。

5目の農林水産業事業債、公共事業債は5,830万円、こちらは県営湛水防除事業の財源として借入れを求めたものでございます。

歳入の詳細説明は以上となります。

引き続き、歳出の詳細説明を申し上げます。

○委員長（三輪一雅君） では、説明は続いてございますが、ここで休憩といたします。再開は10時15分からといたします。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

○委員長（三輪一雅君） 休憩を解き、委員会に戻します。

それでは、歳出の説明から順次お願いいたします。

○議会事務局長（藤井光利君） それでは、歳出のほう、説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費で、予算現額5,574万3,000円、歳出済額につきましては5,515万8,245円、不用額58万4,755円でございます。主な内容といたしましては、町議会議員8名の報酬、手当並びに事務職員2名の人件費が主なものとなっております。その他の支出では、需用費において、年度中に4回発行いたしました議会だよりの印刷製本費、委託料における議場放送設備保守委託料や会議録作成に係る委託料、それから、次のページにつきましては、負担金、補助及び交付金では、議長会負担金が主な支出の内容でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続きまして、2款総務費でございます。予算現額は8億6,463万9,000円、これに対しまして、支出済額は8億627万2,018円、272万9,000円を翌年度へ繰越しをいたしまして、不用額は5,563万7,982円でございます。

1項1目一般管理費でございます。支出済額は3億252万7,899円、不用額は260万3,101円でございます。この科目では、地方公共団体の業務全般の管理事務費、共通経費の支出を行っておりまして、主に1節から4節の共済費までは、会計年度任用職員2名、特別職2名、総務部の職員12名の人件費のほか、宿・日直手当や互助会納付金、職員共済組合費負担等を行っております。また、一番下でございます。12節の委託料でございます。この中の4行目、業務委託料4,941万8,213円、こちらはふるさと納税ポータルサイトへの事務運営委託料や財務会計システムの改修委託料を計上しているものでございます。また、次のページの上から2行目でございます。町の例規集追録委託料220万円は、システムサポート料のほか、例規の追録作成費用とデータ更新費用を計上しているものでございます。続く、使用料及び賃借料でございます。このうちの備考欄下から2行目のシステム使用料188万3,420円は、人事給与システム、また、例規システム等の使用料でございます。14節の工事請負費は、国道23号線の道路案内板に木曾岬町役場を標示させるための工事費といたしまして、107万8,000円を計上しているものでございます。その他の科目につきましては、備考欄記載のとおりでございま

す。

○議会事務局長（藤井光利君） 続きまして、2目文書広報費では、支出済額326万6,622円、不用額17万6,378円でございます。支出の内容といたしましては、需用費で毎月2,200部発行しております町広報紙の印刷に要した経費と、役務費で広報紙を企業等への郵送に要する通信運搬費などを支出しております。

以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） 4目会計管理費では、支出済額は60万4,283円で、不用額は3万717円でございます。10節の需用費と11節の役務費におきまして、会計事務及び決算に要する事務経費を支出しており、決算書の作成や町の封筒の印刷代、公金の振込・振替手数料などが主なものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 5目の財産管理費でございます。支出済額は2億1,764万9,891円、不用額は4,506万6,109円でございます。こちらの科目では、一般会計が管理をいたします町有財産、役場庁舎等の施設、土地及び基金等の管理経費を支出している科目でございます。主なものを申し上げますと、需用費では、庁舎管理の電気、水道等の光熱水費、空調設備の燃料費のほか、コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、会議室等に必要なアクリルパネルの追加工事に要する費用を計上しております。委託料の中の保守委託料は、庁舎の空調機器や自動ドア、消防設備等の保守点検委託料でございます。庁舎管理委託料は、法で定められました庁舎の環境衛生管理業務のほか、日常清掃業務や庁舎から発生いたしましたごみ等の廃棄物運搬業務に係る委託料でございます。使用料及び賃借料では、A I議事録の作成システムの使用料74万8,000円、また、工事請負費では、災害時に非常用電源として活用することのできます風力及び太陽光を活用いたしました独立電源型照明灯の設置に要する費用555万5,000円を整備工事費として計上いたしております。一番下でございます。積立金では、国の補正予算で追加交付となりました普通交付税におきまして、臨時財政対策債償還基金の積立分といたしまして、減債基金積立金1億6,623万3,619円を計上いたしているほか、備考欄記載の町が保有いたしますそれぞれの基金への積立金を計上しております。なお、3,800万円強の不用額につきましては、幼稚園跡地の売却ができなかったことによるものでございます。

次のページ、6目企画費でございます。支出済額は896万7,396円、不用額は79万4,600円でございます。この科目では、町の特定課題の対策や総合企画業務、各課の事業調整に要する費用を計上しているものでございます。主なものは、委託料におきまして、業務委託料として、職員15名で構成をされました人口減少対策プロジェクト会議の運営支援業務及び第2期木曾岬町総合戦略支援策定業務に要する費用、合わせまして245万3,000円を計上いたしております。また、負担金、補助及び交付金では、備

考欄記載のとおり、各関係協議会への負担金を計上しているものでございます。

その下、7目木曾岬干拓推進事業費でございます。支出済額は1,100万円、不用額は55万5,000円でございます。木曾岬干拓地に係る経費を支出しているものでございます。

○住民課長（伊藤正典君） 9目消費者行政費では、支出済額8万7,742円でございます。この科目では、消費生活者の安全安心を図るため、啓発チラシや啓発物品などの作成費用を支出しております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 一番下でございます。10目の諸費でございます。支出済額は321万7,192円、不用額は21万7,808円でございます。区長会、行政相談、公平委員会に要する費用を計上している科目で、詳細につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 12目高度情報処理対策費、支出済額7,058万8,199円、不用額は46万6,801円でございます。この科目では、総合情報処理などに係る経費を支出しており、主なものとしましては、情報処理に係る機器、システムの保守、内部情報系端末やペーパーレス会議システム用タブレットの購入費用や中間サーバーを利用するための経費などとして、地方公共団体情報システム機構への交付金などがございます。

13目交通安全対策費、支出済額41万8,973円、不用額は12万1,027円でございます。この科目では、交通安全の啓発活動に係る経費を支出しており、主なものとしましては、街頭指導を行っていただいている委員の方々への謝礼金や交通安全啓発物品の配布など、交通安全対策に関する費用でございます。

14目自主運行バス運行事業費、支出済額4,536万8,148円、不用額6万2,852円。この科目では、自主運行バスに係る経費を支出しており、主なものとしましては、株式会社セントラルサービスに委託しております自主運行バスの運転管理に係る経費や令和2年度から通常運行に使用しているリース車両3台の車借上料などで、その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

16目防犯対策費、支出済額1,082万2,410円、不用額218万8,590円でございます。この科目では、防犯対策に係る経費を支出しており、主なものとしましては、安全灯などの電気代や修繕料、地域BWAを活用したみまもり・防犯対策安心サービスに係るセンサーの電気代やシステム使用料などがございます。

18目地域BWA事業費、支出済額719万4,000円、不用額はゼロ円でございます。町内に4か所設置されている基地局の維持管理経費相当分の負担金でございます。

以上でございます。

○税務課長（中山重徳君） 2項徴税费、1目税務総務費、支出済額4,185万869

円でございます。こちらでは税務行政の経常経費を支出する科目ですが、主な支出については、一般職員6名分の人件費でございます。その他のものは備考欄記載のとおりです。

2目賦課徴収費、支出済額2,924万9,473円でございます。こちらでは町税の賦課徴収に係る経費を支出しているものですが、主な支出としては、12節委託料で課税収納に係る電算委託料及び滞納を管理するシステムの電算事務委託料などの経費を支出しているものでございます。ほかのものは備考欄記載のとおりです。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、支出済額3,497万4,965円でございます。この科目では、戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカードなどの管理、発行等に係る経費を支出しており、主なものといたしましては、委託料のうち業務委託料につきましては、個人番号カードの発行、支援に要する派遣事務員1名分を、システム等改修委託料は国外転出者のマイナンバー利用に要するシステム改修費用、また、備品購入費では、契印機1台を更新したものでございます。負担金、補助及び交付金の個人番号カード等事務委任交付金は、地方公共団体情報システム機構にカード作成等の関連業務を委任したものでございます。なお、マイナンバーカードの年度末現在での交付枚数は前年度より878枚増加の2,569枚で、その交付率は41.46%となっております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項の選挙費でございます。支出済額は1,401万6,333円、不用額は7万667円でございます。

1目選挙管理委員会費では、選挙管理委員会の運営経費と選挙人名簿登録に関わる経費を計上しております。

また、2目の選挙啓発費では、選挙制度の啓発・普及活動に要する経費を計上しております。

続く、3目の衆議院議員総選挙費、4目の三重県知事・県議会議員総選挙費では、執行されました選挙に要する費用を計上しております。

5目の町長・町議会議員選挙費では、町長・町議会議員選挙の準備に要した経費を計上しておりまして、それぞれの詳細につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5項統計調査費、2目指定統計調査費、支出済額64万333円、不用額5,967円、指定統計調査に係る調査員報酬や調査に必要な消耗品費などを支出しているものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（藤井光利君） 6項1目監査委員費では、支出済額382万7,590円、不用額10万410円でございます。監査委員2名の報酬、事務補助員1名に係る委託経費が主な支出でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページのほう、飛びまして、5款1項1目農業委員会費は、支出済額196万8,760円で、農業委員会の運営に要した費用を支出したもので、報酬では、農業委員会委員9名と農地利用最適化推進委員5名の委員報酬、委託料では、令和3年度より本格運用を開始しました全国農地ナビの操作など運用支援に関する委託業務で29万7,000円を支出しており、その他、備考欄記載のとおりでございます。

2目農業総務費は、支出済額2,464万518円で、農業行政全般に係る共通経費を支出したもので、2節給料から4節共済費は職員3名分の人件費、積立金では、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金の利息及び森林環境譲与税を基金に積み立てたもので、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目農業振興費は、支出済額299万3,460円で、この科目は、農業振興のための普及事業や農地の利用集積等に係る経費を支出したもので、負担金、補助及び交付金のうち、園芸作物振興補助金はトマト部会や温室部会への補助金、経営所得安定対策等推進事業補助金は地域再生協議会への事務費等を支出しており、その他、備考欄記載のとおりでございます。

4目需給調整推進対策事業費は、支出済額859万1,659円で、米の需給調整の事務的経費や補助に要する経費を支出したもので、委託料では、新水田情報システムと農地情報システム連携業務委託で、全国農地ナビの整備に伴い、既存の水田情報システムが全国農地ナビと連携することができなくなったことから、新たに導入しました水田情報システムに全国農地ナビを連携させる機能を追加する経費を支出したもので、負担金、補助及び交付金の需給調整推進対策補助金は麦や加工用米等の転作に対する補助金で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

5目農業者年金費では、支出済額5万4,745円、農業者年金に係る事務費を支出したもので、備考欄記載のとおりでございます。

6目地域農政推進対策事業費につきましては、支出済額5万920円で、農業に興味を持つ新たな人づくりや農政の管理事務経費を支出したもので、委託料は農業教育支援を農協青壮年部に委託している経費で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

○建設課長（黒田良人君） 7目農業集落排水事業費、支出済額3,400万円でございます。農業集落排水事業特別会計への財源を補填するため一般会計から繰り出したものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 8目産業文化祭費は、支出済額8,479円で、伸びゆく木曾岬町のふれあい広場運営に要する補助金で、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ1月に開催の実行委員会におきまして中止が決定されましたが、この中止決定までの間に支出した経費を補助金として支出したものでございます。

2項1目農地総務費は、支出済額1,476万1,585円で、農地行政に係る経費を支出したもので、2節給料から4節共済費は職員2名分の人件費で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

2目土地改良費では、支出済額2,798万2,121円で、農業基盤整備として取り組んでいます各種事業の支出で、3名の地籍調査事業推進委員の報酬費、委託料の備考欄下段でございますが、地籍調査事業委託料は、上和泉地区で実施した地籍調査事業でございます。また、負担金、補助及び交付金の多面的機能支払事業負担金は、農地の維持、保全のため町内16地区と1組織の取組に対する補助金で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目湛水防除費では、支出済額1億3,806万4,562円で、この科目、県営湛水防除事業に要した支出で、委託料では、県営湛水防除事業の事業化に向け土地改良法第85条に基づき作成が必要な事業計画で、近江島排水機場及び中央幹線排水路の事業化に向けた計画策定でございます。また、負担金、補助及び交付金は、県営湛水防除事業の町事業費負担金や木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金で、県単土地改良施設緊急しゅんせつ事業負担金は、和泉第2排水機場と近江島排水機場の遊水池しゅんせつの測量設計に係る町事業費負担金でございます。

4目地域用水機能増進事業費では、支出済額242万3,410円で、中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク3か所の除草、樹木の剪定等、維持管理経費で、備考欄記載のとおりでございます。

3項1目水産業振興費では、支出済額116万円で、水産業の振興のための経費で、負担金、補助及び交付金は、漁業協同組合補助金や養鰻組合活動助成金で、備考欄記載のとおりでございます。

6款1項2目商工振興費は、支出済額421万8,406円で、負担金、補助及び交付金は町商工会運営補助金で、その他、備考欄記載のとおりでございます。

3目観光費では、支出済額1,587万2,174円で、町の観光資源であります町道鍋田川線桜並木の消毒作業や剪定・伐採作業、クビアカツヤカミキリの防除のほか、町観光協会への補助金が主な支出で、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 7款土木費、予算現額4億4,538万7,000円、支出済額3億6,513万9,117円、繰越明許費7,642万3,000円、不用額は382万4,883円でございます。

1項1目土木総務費では、支出済額が1,288万6,248円で、不用額が68万1,752円、土木建設事業に係る事務的経費でございまして、建設課職員1名分の人件費や、主なものとしたしましては、13節使用料及び賃貸料では、土木積算業務に係るシステム使用料やデータ使用料、18節の負担金、補助及び交付金では関係協会への負担金、その

他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項1目道路橋梁維持費では、支出済額6,763万9,672円、繰越明許費1,767万3,000円、不用額9万4,328円でございます。道路橋梁維持管理に係る経費でございます。主なものといたしましては12節の委託料でございますが、測量・設計業務委託では、35橋分の橋梁点検や3橋分の橋梁修繕設計、そのほか、道路台帳修正等に要した費用でございます。令和2年度繰越事業、測量・設計業務委託料では、加路戸新加路戸線舗装修繕工事における積算・設計業務、そして、道路等管理作業委託料では、町道の除草や竹林伐採、街路樹の剪定、路面清掃等に要した費用でございます。

次に、14節の工事請負費でございますが、交通安全施設等整備工事費及び交通安全施設等修繕工事費では、カーブミラー、区画線、標識といった交通安全施設の設置の費用や修繕費用、舗装等修繕工事及び令和2年度繰越事業町道舗装修繕工事では、鍋田川線や川西幹線、富田子富島線における舗装修繕工事を実施したほか、その他路線におきまして、舗装の割れ、穴ぼこ等の部分的な修繕を行ったものでございます。15節の原材料費でございますが、舗装修繕の緊急対応時に使用する常温合材の購入費でございます。19節におきまして、負担金、補助及び交付金では、県道に設置された照明灯93基の電気代相当額を地元自治会に補助したものでございます。

次に、2目の道路新設改良費でございますが、支出済額5,793万5,882円、繰越明許費が5,875万円、不用額230万118円でございます。新たな道路の整備に要する経費でございます。主なものといたしましては、建設課職員2名分の人件費のほか、12節の委託料では、町道田代・小学校線道路改良工事に伴う登記整理に係る費用、測量設計業務委託料及び令和2年度繰越事業測量設計業務委託料では、西対海地・和泉線や外平喜・小学校線、上加路戸横断線における測量設計積算を行ったものでございます。

次に、14節の工事請負費でございますが、町道西対海地・和泉線の道路改良工事に要した費用でございます。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

次に、3項河川費の1目河川総務費でございますが、支出済額が440万8,799円、不用額11万2,201円でございます。河川行政に係る経費でございます。主なものといたしましては12節の委託料でございますが、河川維持管理委託料では、鍋田川の親水公園の除草業務、あと、木曾川の堤防除草業務委託料では、国交省から受託した木曾川堤防の除草等清掃業務を沿川自治会へ再委託した費用でございます。18節の負担金、補助及び交付金では、木曾川などの直轄河川事業の整備を求める同盟会への負担金、その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項1目の都市計画総務費でございます。支出済額は10万4,688円、不用額は18万3,312円でございます。この科目は、都市計画行政に関わる経費の支出でございます。詳細につきましては、備考欄記載のとおりござい

ます。

○建設課長（黒田良人君） 2目都市下水路費、支出済額88万3,958円、不用額11万6,042円でございます。主なものといたしましては、水路敷の除草を行った委託費用でございます。

続きまして、3目の下水道費、支出済額は2億1,180万円でございます。公共下水道事業特別会計への財源補填を行うため一般会計から繰り出したものでございます。

次に、5目公園費、支出済額911万7,022円、不用額32万9,978円でございます。都市公園、児童公園など、建設課所管の33公園に係る管理経費を支出したものでございます。主なものといたしましては、10節の需用費では、電気代や上下水道料金といった光熱水費、12節の委託料におきましては、都市公園管理委託料として、木曾川グルービーパークにおける管理費用、児童公園の遊具保守点検、便所等清掃業務、剪定、伐採や草刈り等の委託料などとなっております。14節の工事請負費におきましては、グルービーパークのあずまや等の補修や児童公園の保守点検結果に基づき必要となった修繕工事を行ったものでございます。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、住宅費でございます。5項住宅費、1目住宅管理費では、支出済額36万2,848円、不用額は7,152円でございます。木造住宅の耐震対策や空き家の対策に関する経費でございます。主なものといたしまして、12節の委託料では、耐震診断業務料として3件分の木造住宅の耐震診断委託に要した費用、13節の負担金及び補助、交付金でございますが、耐震設計に係る補助金として、住宅1件分に補助金を交付したものでございます。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項1日常備消防費、支出済額9,798万8,061円、不用額は203万5,939円でございます。常備消防を広域事務として桑名市に事務委託を行うための桑名市消防本部及び長島木曾岬分署における費用でございます。

2目非常備消防費、支出済額752万3,368円、不用額は46万632円でございます。この科目では消防団員の活動経費を計上しており、主なものとしましては、消防団員の訓練及び火災時の出動報酬や退職消防団員に対する報奨金など、消防団及び消防団員に係る費用でございます。

3目消防施設費、支出済額666万8,919円、不用額51万9,081円でございます。この科目では、町が管理している水防・水利施設の維持管理や施設整備に要する経費を支出しており、各分団のポンプ車両の維持修繕費や消防団員の機械器具点検に係る委託料、消防車格納庫の塗装工事に係る費用や消火栓の工事負担金などがございます。

4目水防費、支出済額16万6,803円、不用額4,197円、水防活動に要する経

費を支出しており、加路戸水防倉庫の電気代や水防倉庫の火災保険などでございます。

5目災害対策費、支出済額8,611万1,480円、不用額961万9,516円でございます。この科目では、災害予防、災害対策に係る経費を支出しており、防災指導員1名に対する報酬、備蓄非常食、簡易ベッドや間仕切り、簡易トイレなどの購入費や防災行政無線親局のシステム更新、情報配信システム整備などの費用を支出しております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 73ページまで飛ばさせていただきます、10款の公債費になります。今、表示されているページの一番下でございます。

公債費、予算現額は2億3,106万1,000円に對しまして、支出済額は2億3,091万979円、不用額は15万21円でございます。

1目の元金、支出済額は2億2,130万4,365円で、60件分の定期償還の元金でございます。

2目の利子につきましては、支出済額960万6,614円、起債77件分の償還利息でございます。

11款の予備費、備考欄に記載の科目にそれぞれの予算の充当を行ったものでございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が36億2,551万4,119円、歳出総額が33億4,801万2,593円、歳入歳出差引額2億7,750万1,526円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が繰越明許費繰越額として567万6,000円でございますので、実質収支額は2億7,182万5,526円となりました。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額を2億1,000万円、歳計剰余金処分とさせていただきます、令和2年度の決算とするものでございます。したがって、令和3年度への繰越額は6,182万5,526円となっております。

実質収支の説明は以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） 最後に、財産に関する調書について説明させていただきます。

まず、1、公有財産の（1）土地及び建物についてでございます。

まず、土地の面積につきましては、1行目の本庁舎及び6行目の小学校において減少となっております。これは、町道田代・小学校線避難路整備工事の道路拡張工事に伴い、このたび移転登記が完了し、減少となったものでございます。また、3行目の防災施設においては、南部地区津波避難タワーの土地において、このたび普通財産から行政財産へ管理替えを行いましたので、増加となっております。土地の変更点は以上でございますので、下の土地の合計では差引きで144.36平米減少し、決算年度末合計では13万494.21平米となりました。

次に、建物では、令和3年度中の増減はございませんでしたので、前年度末と同様に、建物の延べ面積の合計は2万9,713.01平米となっております。

次のページでございます。

(2)の出資による権利でございます。

4団体に出資しておりまして、決算年度末現在高は前年度末と同額の456万円に変更はございません。

次の(3)の出捐金については、10団体に出捐金として資本拠出してありますが、中段辺りの公益財団法人三重県北勢地域地場産業振興センターにつきましては、前年度も説明させていただきましたが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大による経営状況の悪化などから前年度の令和2年度に出捐金の一部を取り崩し、令和3年度には残り全ての6万4,083円を取り崩し、当団体は令和3年度末をもって解散しましたので、決算年度末の拠出団体数は1つ減り、9団体となったものでございます。よって、決算年度末現在高の合計は1,231万8,700円となるものでございます。

次のページでございます。

(2)の物品でございます。

まず、(1)物品(車)につきましては、中段のところですが、軽自動車の(貨物)につきまして、教育委員会の軽トラックの更新を行っております。変更点はこの買換えだけです。年度末の合計現在高は、前年度末と変わらず27台となっております。

次に、(2)物品(その他)につきましては、取得価格100万円以上の備品を計上しております。変更点については、中段のところの16番ちゅう具類において、経年劣化により給食センターの自動式の連続揚げ物機オートフライヤーを安価な手動式のガス式フライヤー2台に更新しております。変更点はこの買換えですが、台数的には1台増えることとなり、決算年度末現在高は合計で33台となっております。

次のページでございます。

基金について説明させていただきます。

町の一般会計が保有する基金は、基本財産基金から、次のページとその次のページまでの森林環境譲与税の19の基金となります。年度中に変動のありました主なものとしたしましては、基金の最初のページに戻っていただきまして、2段目の減債基金においては、利息の積立てに加え、交付税の措置などにより1億6,600万円の積立てを行っております。また、4段目の財政調整基金につきましては、前年度の歳計剰余金の積立てとして、額面6,000万円の国債の購入を行っております。また、次のページの下2段でございますが、夢とふれあい教育基金と夢ささえあいのまち福祉基金については、2,000万円ずつの国債を購入し、利息のよい資金運用を行っております。

次のページでございます。

1段目のふるさとときそさき応援応援基金につきましては、延べ4,824件の寄附金が

あり、基金には8,000万円を積立てし、年度末現在高は3億1,116万5,745円となっております。また、3段目のみえ森と緑の県民税市町交付金基金につきましては、桜並木の害虫防除事業に充当するため、753万2,529円の取崩しを行っております。

以上が基金の主な状況でございます。

最後に、その下の4、債権につきましては、修学奨学金の貸付けでございます。決算年度中の貸付額は36万円の増額となり、貸与の総額は1,142万円となりまして、決算年度末で20名の方に貸付けを行っております。

以上が財産に関する調書でございます。

以上で、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分の説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。

事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（後藤紀子君） 30ページなんですけど、14目の自主運行バス運行事業費の中の10節の需用費の印刷製本費なんですけど、これの内訳を教えてください。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 印刷製本費なんですけれども、昨年度、時刻表の改定が2回ありました。それに伴いまして、停留所の時刻表、また、折り込みチラシ時刻表の印刷、それに要した費用でございます。

以上でございます。

○委員（後藤紀子君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（古村 護君） 聞き漏らしたと思うので、再度確認させていただきたいと思っております。

32ページ、賦課徴収費の関係なんですけれども、21節の補償、補填及び賠償金並びに12節の償還金、利子及び割引料、備考欄では、補償費、それから過誤納付還付金と上がっておりますけれども、内容とか詳細、件数等も教えていただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○税務課長（中山重徳君） 今、資料が手元にございませんで、少しお時間をください。

○委員長（三輪一雅君） では、その件につきましては、後ほどということで。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） ここの中の地方交付税で、本年度は補正額がうんと高いんですが、その要因は、何でこんな急に高くなったんですかね。

それから、この中の積立金のところで不用額が出ておるんですが、説明で幼稚園の跡地の売却ができなかったということで、その要因をお聞かせください。なぜ売却ができなかったのか。

○総務政策課長（小島裕紹君） もう一回お願いしていいですか。質問がちょっと聞こえ

なかったのだ。

○委員（伊藤好博君） 24の積立金のところで、不用額が3,800万円ぐらいの減ですが、説明はあって、幼稚園の売却ができなかったということですが、一応予定した中でなぜそういう結果になったのか、その理由をお聞かせください。

ここの中の自主運行バスの14節の工事請負費ですが、今度新たに田代の停留場ができたのでその用地の造成工事との説明でしたが、この内訳、50万の内訳はどのようなものでしょうか、お聞かせください。

それから、実質収支に関する調書の中で、積立金というのは実質収支の中の2分の1の積立てが基本じゃなかったかなと思うんですが、基金の積立金基金、繰入金に入れる分の規定は233条の2の規定と言われたんですが、基金に積み立てるといのは実質収支のうちの2分の1のような覚えですが、そこを教えていただきたいと思います。

道路改良費なんですけど、工事請負費のところの繰越金でやったんですけど、現状を見させてもらえるんですけど、すぐそこで。道路の施工方法、下地が完全に仕上がっていないところもあれば、一部は完全に舗装まで仕上がっておるとい。この施工方法は、なぜこんな施工方法を取ったのか、それをお聞きしたいと思う。表面、アスファルトなんかは経年劣化で年数がたち悪くなっていくので、どうしてこういう工事方法を取ったのか、教えていただきたい。

もう一つ、ここの中で5目の公園費、12節の委託料の中で、公園が数多くて委託費でいろいろ委託、金額が少ないで委託はいいんですが、どういう指示でどういう委託方法をしておるのか。そして、それは毎年同じような考え方で行っておるのか。委託方法の内容、32か所だったか、三十何か所ある公園ですからいろいろ違うとは思いますが、代表的にどういうことを指示して委託しておるのか、その内容をお聞かせください。

ここの中で、災害対策費の中の需用費ですが、消耗品に400万という、この内容を教えていただきたいと思います。

以上、ここまで、数言いましたが、お願いします。

○委員長（三輪一雅君） じゃ、事務当局、答弁、お願いいたします。

○総務政策課長（小島裕紹君） 順番にお答えをさせていただきます。

まず、11ページになるかと思いますがけれども、地方交付税の増額の要因ということでよろしかったでしょうか。

まず、普通交付税に関しましては、令和2年度の普通交付税の際に令和元年度の町内の電気事業者の営業形態の変更に伴いまして、令和2年度の普通交付税の額が大幅な減収をされておったと。それが令和3年度に関しましては例年ベースに戻ったということが1つ要因としては考えられます。

もう一つは、国の補正予算のほうでついたものでございますが、臨時経済対策費、または臨時財政対策債の償還金に充てる分、こちらのほうが追加で普通交付税のほうに算定が

されましたので、その部分も大きく影響しているというふうに考えております。

また、特別交付税に関しましては、こちらも政府の方針決定によるものでございますが、原油価格の高騰に伴いまして、経済対策に係る部分を追加交付されるということが3月に閣議決定がされた。それが交付税の額を引き上げている要因になっているというふうに考えられるものでございます。

続きまして、順番にいきますので、27ページになるかと思えます。

財産管理費の一番下、積立金の不用額3,871万8,954円、こちら、幼稚園の跡地の問題で落札されなかった要因はという御質問であったかと思えますけれども、一般競争入札をかせかせていただきまして、期限までに参加者がいなかったという点が1点でございます。参加者がいなかったことによりまして、私どもといたしましては、予定価格を公表しながらホームページで今なお随時受付を行っているところでございますが、1社も手が挙がってきてないという状況でございます。

続きまして、飛びまして、75ページ、実質収支に関する調書の一番下の繰入額の基準でございますけれども、2分の1以上というふうな規定になっておりますので、2分の1で限定されているものじゃなくて、2分の1以上は繰り入れ、基金にということでございますので、今回このような対応をさせていただいたというところでございます。

総務政策課所管は以上になります。

○危機管理課長（伊藤雅人君） まず、1点目、30ページの自主運行バス事業費の14節の工事請負費の田代バス停の停留所の用地の整備工事の50万の内訳でございますが、一部のり面で路肩が狭いというところもありまして、一部L型擁壁での面立てをしております。また、上下線ともに路肩の部分の舗装を行ったものが内訳となります。

次に、災害対策費の需用費の消耗品費の410万の内訳というところでございますけれども、大きなものとしましては、新型コロナウイルス感染症対策用の災害用の備蓄品としまして、間仕切り100個、簡易ベッド100個、排便収納袋12箱というところで、これで230万円ほど、また、もう一つ、職員用の防災服を新調しております。これが130万ほどで、これが大きなもので、あとは、その他いろんなものをちょこちょこ消耗品ですので買っているというところでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） まず、道路新設改良費における工事費ということで、西対海地・和泉線の件でございますが、どうしてあのような形になったのかというところでございます。

昨年度行いました西対海地・和泉線の工事というのは、実は令和2年度の補正でいただいたまじり繰越事業であったということでございます。そのタイミングで、あの場所、工事を一連をする予定だったんですが、そのタイミングでくしくも外平喜・小学校線が事業化されました。その設計をするに当たって、西対海地・和泉線と外平喜・小学校線の交差す

るところがですね、整合を取れるような設計にしなきゃいけなくなったんですね。つまり、あそこに歩道だまりが必要となった、もともと歩道だまりの設計がなかったんですが、外平喜・小学校線で避難路という形で小学校を通っていただけますので、歩道だまりが必要になってきます。その歩道だまりの設計をしたところ、町の倉庫が当たることが分かったんですね。なので、逆に町の倉庫をどかせないとあの辺りの施工ができないことが分かったんです。ただ、これは令和2年度の繰越しのお金で、町で繰越し、申請していますので、ほかのところにも予算流用ができないんですね。令和3年度中に絶対使い切らなきゃいけないお金であったというところもあって、あのようなちぐはぐな部分になってしまったというのは実情でございます。それが1点目。

2点目の公園費におきましての委託料ということでございますが、御質問の委託料というのは都市公園管理委託料ということでよろしいですか。

都市公園管理委託料につきましては、これはグルービーパークに関する委託料でございます。グルービーパークの中に小屋があって、鍵閉めとか、そういった通常の維持管理を行っていただいている部分に関する委託料でございます、これはシルバー人材センターのほうに委託しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○税務課長（中山重徳君） 先ほどの古村委員の御質問についてお答えいたします。

32ページの2目賦課徴収費の21節補償、補填及び賠償金でございますが、この補償金は、相続人がいない滞納者1名について、相続財産管理人を弁護士に依頼した際の予納金として支払ったものでございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（古村 護君） もう一点ありました。

○税務課長（中山重徳君） もう一度質問をお願いしてもよろしいでしょうか。

○委員長（三輪一雅君） じゃ、古村委員、お願いします。

○副委員長（古村 護君） すみません。再度。22節償還金、利子及び割引料に関して388万2,222円が存在しています。その中で、過誤納付還付金の状況、あるいは件数、内容等が分かればお知らせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（三輪一雅君） すぐ答えられますか。

○税務課長（中山重徳君） 少しお時間ください。

○副委員長（古村 護君） 進めてください。

○委員長（三輪一雅君） じゃ、ただいまの質問は少し猶予を与えますので、ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） もう少しお聞きいたします。

災害対策費の中の工事請負費ですが、個別の受信機のアンテナ工事になっているんですが、不用額が非常に多いんだが、その原因は何がそういうふうになったのか、お願いします。

それから、町税なんですけど、非常に不納欠損額が多いんですけど、これはずーっと毎年続いていることなんですけど、不納欠損の内容、そして、取った処置の方法等をお聞かせいただいたらと思いますし、その方法に対して、今年、新作というのか、新たな手で回収をしようとした行動はあったのか、そのところをお聞かせください。

以上です。その2つ、お願いします。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 62ページの災害対策費の工事請負費の不用額が60万何がしというところがございますが、令和3年度の当初予算のほうでは、備考欄にあります個別受信機のアンテナ取付工事と、もう一つ、急な場合の修繕というところで、避難施設の修繕工事というところで予算をお認めいただいております。それが50万円というところで予算計上しておるところでございますが、これの3年度中の支出がなかったというところで、もし何かあったときの場合において、修繕が発生した場合において、補正予算で落とすことなく対応できるように据え置いたものでございます。

以上でございます。

○税務課長（中山重徳君） 不納欠損の額につきましては、県税も含めて546万3,655円で、そのうち大きなものとしては町県民税で260万、あと、固定資産税として264万円ということです。不納欠損の件数につきましては、全体で61件、町県民税で42件、その他、固定資産税8件、軽自動車税10件というような形になっております。

今回、特に金額が昨年に比べて少し多いんですけど、これにつきましては1件の法人の清算がございまして、これに伴って大きく不納欠損が増えたという状況でございます。

令和4年度の不納欠損といいますか、滞納の対策についてということなんですけれども、これまで以上に差押えであるとか財産の確保といったものについて力を入れていくというところです。加えて、滞納者の方との接触機会を少しでも多くするために課員に対しては、少なくとも2階のフロアで滞納者の方をお見かけしたら積極的に声をかけて、今の状況などを確認するように指導しております。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 先ほどの答弁の中で、お聞きした中になかった。滞納者の中で外国人の占める割合はどのぐらいあるんですかね。分かりますかね。不納欠損に落っていった分、滞納の分で、不納欠損におった分で外国人の割合というのか、そういうのは出てませんかね。木曾岬町は外国人が多いので。

○税務課長（中山重徳君） 町民税の個人につきましては、外国人の比率が50%を占め

ております。また、軽自動車につきましても、外国人の比率が50%を占めているというような状況です。いずれにしても外国人の比率が年々高まっているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

では、ここで休憩といたします。再開は1時からということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

午前 11時 25分休憩

午後 1時 0分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き委員会に戻します。

午前中の古村委員からの質問について、税務課の中山課長、じゃ、答弁のほうをお願いいたします。

○税務課長（中山重徳君） 先ほどの古村委員の御質問に対して回答させていただきます。

2目賦課徴収費、22節償還金、利子及び割引料における過誤納付還付金の状況でございますが、全体で68件ございまして、このうち21件が法人税の予定納付による確定還付と還付加算金で、その合計額は217万5,000円でございます。特にコロナ等の影響で業績が悪化したことにより発生した還付ではございません。

このほか、過年度の税額変更による還付が26件、157万8,603円、株式の配当割や株式譲渡割の充当及び還付が21件で、12万8,619円でございます。

以上でございます。

○副委員長（古村 護君） ありがとうございます。先ほど説明していただいたので十分分かったんですけども、当初質問した趣旨は、町内に290以上事業所があるわけですよ。その中で予定納付をいただいております事業所があつて、そういった事業所が長引く不況等によって、コロナ禍によって収益が下がってきて、予定納税分が返ってくる事例があるのかを確認したかったもので、この質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） では、次に、議案第38号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中里満博君） それでは、議案第38号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すというものでございま

す。

初めに、歳入につきましては、4つの款とこれに付随する6つの項で構成されており、予算現額497万3,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに504万4,614円となっております。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、2つの款と2つの項で構成されており、予算現額497万3,000円に対しまして、その支出済額472万1,379円、不用額は25万1,621円となりました。これにより歳入歳出差引残額が32万3,235円となり、この額を翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、令和3年度木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算事項別明細書について御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、1款諸収入、1項1目町預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに16円で、この会計の歳計現金の預金利子でございます。

2款繰越金、1項1目繰越金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに7万2,160円で、前年度繰越金でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、予算現額36万8,000円、調定額、収入済額ともに36万8,000円で、保有財産の管理に伴う財源を町一般会計から繰り入れたものでございます。

4款財産収入、1項1目不動産売払収入、予算現額197万3,000円、調定額、収入済額ともに197万3,510円で、本会計が先行取得した南部地区津波避難タワー用地を一般会計に買戻しさせたものでございます。

4款財産収入、2項1目財産運用収入、予算現額263万円、調定額、収入済額ともに263万928円で、和富地内、すいせんの里、また、伊勢湾岸クリニックへの土地貸付収入でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項1目財産管理費、予算現額478万8,000円、支出済額472万1,379円、不用額6万6,621円でございます。主に保有財産の管理経費を支出したものでございます。27節繰出金では、財産貸付収入及び不動産売払収入を一般会計へ繰り出したものでございます。

2款予備費においては、支出はございませんでした。

続いて、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額504万4,614円、歳出総額472万1,379円、歳入歳出差引額32万3,235円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は32万3,235円となりました。この金額が令和4年度への繰越金でございます。

次に、財産に関する調書でございます。

この会計が保有する財産で、歳入で御説明させていただきましたとおり、本会計で先行取得した南部地区津波避難タワー用地を一般会計が買い戻したことにより、年度中に847平米の減となり、年度末現在の保有面積は、三崎、源緑輪中、和富地内等の土地、合わせまして2万4,144平米となるものでございます。

以上、土地取得特別会計決算の説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第42号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生君） 議案第42号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算書について説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金から8款町債までの6つの款とそれに付随する7つの項で構成されており、予算現額7,500万円、調定額7,710万8,814円、収入済額7,691万4,830円、不納欠損額2,320円、収入未済額19万1,664円でございます。

続いて、歳出でございます。

1款施設費から3款予備費までの3つの款とそれに付随する3つの項で構成されており、予算現額7,500万円、支出済額7,081万190円で、翌年度繰越額198万4,000円、不用額220万5,810円でございます。

詳細につきまして、事項別明細書にて説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、1款2項1目農業集落排水事業負担金は、調定額、収入済額ともに126万4,000円でございます。これは新規加入者4件分の負担金となっております。

次に、2款1項1目使用料は、収入済額3,053万6,869円、収入未済額19万1,664円、不納欠損は2,320円でございます。収入済額を調定額で割った収納率は99.4%と、前年度に比べ0.2ポイントの増となっております。現年度、過年度

の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2 項 1 目手数料は、調定額、収入済額ともに 1 万 3, 5 2 0 円、1 6 9 件分の督促手数料でございます。

次に、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに 3, 4 0 0 万円ございまして、本会計の歳入不足を一般会計から補うものでございます。

6 款 1 項 1 目繰越金は、令和 2 年度からの繰越金であり、調定額、収入済額ともに 4 8 0 万 3 8 2 円でございます。

7 款 1 項 1 目町預金利子は、調定額、収入済額ともに 5 9 円でございます。

8 款 1 項 1 目下水道債では、令和 6 年度からの公営企業会計へ移行するための業務委託料に対し借入れを行うものでございまして、調定額、収入済額ともに 6 3 0 万円でございます。

続きまして、歳出でございますが、1 款 1 項 1 目事務費、支出済額は 1, 0 4 6 万 6 1 円、不用額は 1 0 万 6, 9 3 9 円となっております。主なものといたしまして、農業集落排水事業に関わる補助職員 1 名分の人件費や使用料の賦課徴収に係る経費など当会計の事務費、1 2 節委託料では、公営企業会計移行のための業務委託料 6 3 0 万円です。その他につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

2 目維持管理費ですが、支出済額は 4, 9 1 1 万 3, 6 5 7 円で、翌年度繰越額 1 9 8 万 4, 0 0 0 円、不用額は 6 0 万 9, 3 4 3 円でございます。農業集落排水 4 処理区の管渠や処理場における運転経費などの維持管理費でございます。主なものといたしまして、1 0 節需用費では、処理場や中継ポンプなどに係る光熱水費、1 2 節委託料では、4 処理場の保守点検や日常管理業務のほか汚泥の引き抜き運搬委託料などを、1 4 節工事請負費では、処理場内のポンプの取替え工事など、1 8 節負担金、補助及び交付金では、桑名広域環境管理センターでの汚泥処理に係る負担金でございます。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

2 款公債費ですが、支出済額は 1, 1 2 3 万 6, 4 7 2 円、不用額 1 万 1, 5 2 8 円でございます。償還のピークは過ぎており、前年度に比べ 5 8 8 万円余りの減額となっております。元金、利子、それぞれの償還額は記載のとおりでございます。

3 款予備費でございますが、支出はございません。

以上が事項別明細書の説明でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 7, 6 9 1 万 4, 8 3 0 円、歳出総額 7, 0 8 1 万 1 9 0 円、歳入歳出差引額 6 1 0 万 4, 6 4 0 円、翌年度へ繰り越すべき財源 1 9 8 万 4, 0 0 0 円、実質収支額 4 1 2 万 6 4 0 円、実質収支額のうち地方自治法 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、財産に関する調書でございますが、4 処理区のクリーンセンターの公有財産として土地及び建物の財産状況を表したものでございますが、令和 3 年度中の増減はござい

せんでした。

以上で農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤好博君） 維持管理費のところの14節の工事請負費、その中で、繰越明許費に190万何がしが行っておるんだけど、これ、翌年に繰り越してもいいような、予算化したときは分かっておったのか、できなかったのが繰り越したのか、そのところの内容を教えてください。

○建設課長補佐（伊藤規生君） こちらの繰越明許費198万4,000円の内容につきましてですが、こちら、北部地区の中継ポンプが年末年始あたりにかけて故障しまして、その後、すぐ応急の修繕をしておりました。応急修繕が終わりまして本復旧の工事を、応急のまま置いておくわけにはいかないの、それを年度末に発注しました。ただ、材料とかが今の時期なかなか入らないということで、仕方なく繰越しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第43号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生君） 議案第43号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

歳入歳出決算書について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金から8款国庫支出金までの7つの款とそれに付随する9つの項で構成されており、予算現額3億748万5,000円、調定額3億930万6,804円、収入済額3億856万4,585円、不納欠損額7万5,420円、収入未済額66万6,799円でございます。

続いて、歳出でございます。

1款施設費から3款予備費までの3つの款とそれに付随する3つの項で構成されており、予算現額3億748万5,000円、支出済額2億9,928万7,837円、翌年度繰

越額412万5,000円、不用額407万2,163円でございます。歳入歳出差引残額は927万6,740円となり、このうち基金繰入金はございませんでした。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、1款1項2目公共下水道事業加入者負担金は、調定額、収入済額ともに252万8,000円でございます。こちら、新規加入8口分の負担金となっております。

2款1項1目使用料では、収入済額5,305万9,168円、不納欠損額7万5,420円、収入未済額は66万6,799円となっております。収入済額を調定額で割った収納率は98.6%となり、前年度と同じ値となっております。現年度、過年度の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2項1目手数料では、収入済額3万4,400円となっており、これは430件分の督促手数料でございます。

3款1項1目公共下水道事業国庫補助金では、調定額、収入済額ともに1,519万2,500円ございまして、処理場設備の長寿命化や耐震化における設計及び工事の財源でございまして、補助率は2分の1でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、本会計の歳入不足を町一般会計から補うものでございまして、調定額、収入済額ともに2億1,180万円でございます。昨年度に比べ25万円増と、ほぼ同程度となっております。

6款1項1目繰越金は、令和2年度からの繰越金でございまして、調定額、収入済額ともに602万4,097円でございます。

7款1項1目町預金利子でございますが、140円となっております。

なお、2目の雑入でございますが、廃棄となった東部地区クリーンセンターの備品のスクラップの売却による収入でございまして、12万6,280円となっております。

8款1項1目下水道債、調定額、収入済額ともに1,980万円でございます。処理場設備の長寿命化や耐震化における設計及び工事や法適化業務などの財源となっております。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目事務費では、支出済額1,827万9,354円で、不用額は60万6,646円でございます。公共下水道事業に関わる人件費と事務的経費でございまして、主なものといたしましては、職員1名分の人件費や事務的な経常経費、納付書の用紙であったり、納付書の印刷のトナーなどでございます。12節の委託料では、公営企業会計の移行に向けた支援業務に係る費用となっております。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

2目維持管理費でございますが、支出済額は1億3,829万2,143円で、繰越明許費412万5,000円、不用額は157万4,857円でございます。公共下水道施設における維持管理、運転に要する経費や、処理場や管路などの下水道施設の更新、修繕

工事などの経費でございまして、主なものといたしましては、10節需用費では、東部地区クリーンセンターと中継ポンプ34基分の電気代などの光熱水費、12節委託料では、業務委託料として、東部地区クリーンセンターの脱水機の更新に係る設計などに要した費用や、特別管理業務委託として、台風や機器の故障など緊急時における処理場の運転操作に係る委託料でございまして。また、その3つ下でございまして、処理場や中継ポンプの保守点検や日常の運転管理業務や、汚泥処理委託料では、汚泥の運搬や処理に係る費用などでございまして。14節工事請負費では、処理場の機器のオーバーホール工事、上澄水排出装置インバーターユニットの更新やマンホールの浮上防止対策工事などを実施しております。その他につきましては、備考欄記載のとおりでございまして。

2款1項1目の公債費の元金でございまして、1億2,796万4,609円、2目の利子が1,475万1,731円でございまして。

3款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上が事項別明細書の説明でございまして。

次に、実質収支に関する調書でございまして、歳入総額3億856万4,585円、歳出総額2億9,928万7,837円、歳入歳出差引額927万6,748円、翌年度へ繰り越すべき財源412万5,000円、実質収支額515万1,748円、実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございまして。

財産に関する調書でございまして。

公共下水道事業会計の公有財産として、土地及び建物の財産状況を表したものでございまして。令和3年度中の増減はございませんでした。

以上で公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤好博君） 7ページの不納欠損、金額的には7万5,000円ではありますが、その内容と、それから、収入未済額が66万と、こうあるわけですが、料は2年ですので、半年ぐらい今現在たっておるんだけど、収納手法というのか、収納は出来得るのか、残るのか、そこを教えてください。どうして不納欠損になったかという内訳と、それから、収入未済額が66万何がしあるので、その回収のめどは立っておるのか。はっきり言うとそういうことですが、手法等があったら、お聞きしたい。

○建設課長補佐（伊藤規生君） まず、不納欠損の内訳でございまして、全部で9件の使用者に対し不納欠損をしたものでございまして。

その中で、いわゆる外国人の方は4件ございまして、その中で主なものといたしましては、外国人の方ですけれども、転出されて今どこにいるかが分からないというところのものが全てでございまして、その中でも法務省のほうから消除の通知が来たものを消しております。その他の日本人の方も町から転出されて遠方であったりに行かれて、こちらから

通知を出しても返事がないまま、遠方なのでこちらから伺うこともなかなかできないまま期間が過ぎてしまうといったケースとなっております。

それから、収入未済額66万円のめどにつきましてですけれども、大体例年これぐらいの未納はございます。下水道使用料につきましては、上水道の使用料と併せて徴収しておりますので、町内にみえる方は支払いが滞りますと水を止めるということを行いまして、そうすると払ってもらえるというような形で進めております。ただ、毎月、督促状であったり、催告状とか、そういった手続は確実に進めております。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第44号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤規生君） 議案第44号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、令和3年度木曾岬町水道事業会計決算報告書について御説明いたします。

収益的収入及び支出におきまして、まず、上の表、収入でございますが、1款水道事業収益は営業収益などの2項から成り、決算額は4億3,072万7,575円でございます。

下の表、支出でございますが、3款水道事業費用は営業費用などの4項から成り、決算額は4億2,481万5,806円でございます。詳細につきましては、後ほど明細書にて御説明させていただきます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

上の表、収入でございますが、第2款資本的収入における決算額は5億302万3,024円、下の表、支出でございますが、第4款資本的支出における決算額は5億1,271万5,354円でございます。これにつきましても、詳細については後ほど明細書で御説明させていただきます。

次に、損益計算書でございます。

先ほどの決算報告を基に1年間の営業成績をお示しするものでございまして、下から3行目、収益から費用を差し引いた当年度純利益は395万8,545円の黒字となり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、最下段にございます978万4,525円となっております。

次に、剰余金計算書でございます。

この会計の剰余金が1年間にどのように変動したかを表すものでございます。利益剰余金の未処分利益剰余金を御覧ください。

当該年度の変動額は純利益であります395万8,545円でございます。前年度からの繰越利益剰余金582万5,980円を加えた当該年度未処分利益剰余金は978万4,525円となり、先ほどの損益計算書における値と一致しております。

次に、貸借対照表でございますが、詳細は後ほどお目通しいただくとしまして、6の剰余金(2)利益剰余金におけるハの当該年度未処分利益剰余金978万4,525円が先ほどの値と一致しております。

次に、令和3年度の水道事業報告でございます。

総括事項でございますが、給水普及状況となります。決算年度末の給水件数は2,687件で、前年度に比べ16件の増加、また、給水人口は6,046人で、前年度に比べ125人の減少となっております。業務状況でございますが、年間の総配水量は97万5,818立米で、前年度に比べ8,513立米の減少となりました。また、年間総有収水量は91万5,085立米で、前年度と比べ4,945立米の減少となりました。なお、有収率は93.8%となり、前年度に比べ0.3%増加となりました。

続きまして、ウの経営状況でございますが、詳細は後ほどお目通しいただければと思いますが、ここでは収益的収支において、純利益が395万8,545円となったことなどをお示しさせていただいております。

次に、キャッシュフロー計算書について御説明させていただきます。

この帳票は、当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示する財務指標で、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務状況を表したものでございます。業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローを合計した令和3年度のキャッシュフローは、下から3行目になりますが、3,017万5,160円の増となり、資金期末残高は、最下段にあります9億6,132万4,904円となりました。

次に、本決算の詳細であります収益費用の明細書について御説明いたします。

まず、収益の部でございますが、1款1項営業収益になりますが、1億6,014万2,502円でございます。主たる営業活動から生じた収益を計上しているものでございまして、主なものとしたしましては、1目給水収益、これは有収水量約91万5,000立米分の水道料金や量水器の使用料などございまして、1億5,814万8,702円となっております。

3目その他の営業収益では、材料売却収益や各種手数料、その他営業収益では、消防水利による受託金となっております。

次に、2項の営業外収益2億3,188万4,855円でございますが、主なものとしたしましては、3目受託工事収益、これは木曾岬干拓地における新輪受水場の建設工事に

係る県からの受託金でございまして、2億2,904万3,215円となっております。
その他は、預金利息や6目の長期前受金戻入などでございます。

次に、費用の部でございます。

3款水道事業費用3億8,806万8,812円でございます。1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用でございまして、1億5,824万8,397円の支出となっております。その内訳としまして、まず、1目原水及び浄水費が1億1,846万5,201円でございますが、大部分を占めますのは32節受水費の1億1,509万6,902円でございます。県の企業庁から購入した約97万5,000立米分の受水費用となっております。

次に、2目配水及び給水費763万4,728円でございますが、主なものといたしまして、21節修繕費では、漏水35か所の修繕費用が406万7,000円、29節工事請負費では、量水器376器の取替え工事費用など183万2,600円でございます。

次に、3目受託給水工事費132万3,000円でございますが、こちらは消防水利の受託工事費でございます。

次に、4目総係費1,204万5,807円でございますが、主なものといたしまして職員1名分の人件費や、17節使用料及び18節の委託料では、水道料金の賦課徴収に使用する電算システムの使用料及び保守委託料、また、検針員2名分の賃金でございます。その他につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

5目減価償却費1,864万5,842円でございますが、この会計が保有する有形固定資産における当年度の減価償却費でございます。

6目資産減耗費7万9,119円でございますが、更新などにより管路の残存財産などの未償却資産を処分したものでございます。

7目その他の営業費用5万4,700円でございますが、メーターボックス16個を売却した原価の引落とし分でございます。

次に、2項の営業外費用2億2,953万701円でございますが、大部分を占めます3目受託工事費では、木曾岬干拓地における新輪受水場の建設工事などを県企業庁へ委託した費用となっております。2億2,945万3,423円となっております。

4目の雑支出では、令和3年度に納付した消費税の仮受け消費税の補填額7万7,278円でございます。

次に、3項特別損失、3目過年度損失修正損でございますが、過年度過徴収に係る還付金でございます。

次に、資本的収入支出明細書について御説明いたします。

上の表、収入でございますが、2款資本的収入では4億5,729万3,659円となり、その詳細は、備考欄にお示しのとおり、新規加入者負担金と木曾岬干拓地における新輪受水場の工事負担金となっております。

次に、下の表、支出でございますが、4款資本的支出4億6,618万1,916円でございます。1項建設改良費では、配水及び給水施設費として4億6,537万8,386円の支出であり、その内訳として、18節委託料では、木曾岬干拓地内の新輪受水場の建設工事を三重県企業庁へ委託した費用4億5,248万386円、また、25節工事請負費では、老朽管の布設替工事、3か所やっておりますが、それに要した費用1,289万8,000円でございます。

3目固定資産購入費では、量水器391器分の購入費用80万3,530円の支出でございます。

次に、固定資産明細書でございますが、当年度における資産の増減及び減価償却の増減を記載しております。当年度増加額としましては、木曾岬干拓地の配水池のものが記載されている状況となっております。

令和3年度水道事業会計決算の説明は以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤好博君） 損益計算書で、当年度純利益で395万8,545円、久々に黒字というように感じると私は思うんですが、このところ二、三年、赤字が続いて、多いときは1,000万ぐらいの赤字が出ておったと思うんだけど、黒字になった要因は何ですかね。

○建設課長（黒田良人君） 390万辺りの黒字でございますが、今回の黒字、前回と比べていきますと工場の収入、木曾岬干拓地の収入というのが毎年大体400万円ぐらい収入になっていまして、そのままそれが今プラスになっているといった状況でございます。

実は令和2年度もたしか黒字になったと思うんですが、この部分では、そもそも料金改定があって、長良導水のほうの金額がたしか下がって減額になったんですね。その関係で令和2年から大体とんとんぐらいになって、令和3年分につきましては、先ほど干拓地の部分の話もありまして黒字になったというところでございます。

○委員（伊藤好博君） ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第32号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）

についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第32号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第35号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第36号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第37号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 37 号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第 37 号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 38 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 38 号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第 38 号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 42 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 42 号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第 42 号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 43 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 43 号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第 43 号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 44 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について、

討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第44号を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第44号は原案のとおり認定することに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議で当委員会での討論を並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました8議案の審査は終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了いたします。

これをもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。長時間にわたり御審査ありがとうございました。

午後 1時55分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
